

令和2年松茂町議会第4回臨時会会議録

第1日目（11月30日）

○出席議員

- 1 番 米 田 利 彦
- 2 番 村 田 茂
- 3 番 川 田 修
- 4 番 板 東 絹 代
- 5 番 佐 藤 禎 宏
- 6 番 森 谷 靖
- 8 番 藤 枝 善 則
- 9 番 佐 藤 富 男
- 10 番 春 藤 康 雄
- 11 番 立 井 武 雄
- 12 番 佐 藤 道 昭

○欠席議員

な し

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	吉田直人
副町長	森一美
教育長	丹羽敦子
総務部長	古川和之
産業建設部長	小坂宜弘
教育次長兼社会教育課長	尾野浩士
特命部長兼危機管理課長	鈴谷一彦
民生部長	原田賢
税務課長	石森典彦
総務課長	松下師一
チャレンジ課長	入口直幸
建設課長	吉崎英雄
産業環境課長	谷本富美代
上下水道課長	富士雅章
環境センター所長	飯田雅章
長寿社会課長	山下真穂
福祉課長	藤田弘美
住民課長	佐藤友美
学校教育課長	河野歩美

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	多田雄一
議会事務局係長	森吉梢

令和2年松茂町議会第4回臨時会会議録

令和2年11月30日（第1日目）

○議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第57号 動産の買入れについて（コミュニティバス）

日程第4 議案第58号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第59号 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第60号 松茂町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例

令和2年松茂町議会第4回臨時会会議録

第1日目（11月30日）

午前10時00分開会

○議会事務局長【多田雄一君】　ただいまから、令和2年松茂町議会第4回臨時会の開会をお願いいたします。

まず初めに、佐藤議長からご挨拶がございます。

○議長【佐藤道昭君】　皆さん、おはようございます。

令和2年第4回臨時会となっております。議事進行がスムーズに行われますよう、皆様にご協力をお願いいたしまして、初めの挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】　ただいまの出席議員は11名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、令和2年松茂町議会第4回臨時会は成立いたしました。

ただいまから、令和2年松茂町議会第4回臨時会を開会いたします。

○議長【佐藤道昭君】　吉田町長から招集の挨拶があります。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　皆さんおはようございます。

令和2年松茂町議会第4回臨時会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げさせてもらいます。

議員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。朝夕めっきり寒さがやってまいりました。また、コロナ禍という中で日本でも第3波というように言われております。3密とかを避けていただきながら、議員の皆様方にはご健康の中に第4回定例会も迎えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

さて、本日の議案につきましては、4議案を提出させていただいております。全案件が可決決定を賜りますようお願いいたしまして、簡単でございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。よろしくお祈りいたします。

○議長【佐藤道昭君】　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に印刷配付のとおりです。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、2番、村田茂議員及び3番川田修議員を指名いたします。

○議長【佐藤道昭君】 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長【佐藤道昭君】 日程第3、議案第57号「動産の買入れについて（コミュニティバス）」を議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、令和2年第4回臨時会に上程いたしております議案の提案理由の説明を申し上げます。

議案第57号、動産の買入れにつきましては、令和3年4月より運行するコミュニティバスを1,842万5千円で徳島日野自動車株式会社から買入れをいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、ご審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。

松下総務課長。

○総務課長【松下師一君】 それでは、議案第57号についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお開き願います。

議案第57号、動産の買入れについて（コミュニティバス）。議会の議決に付すべき契

約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり動産の買入れをするため、議会の議決を求める。

1. 買入れ物件、コミュニティバス。1. 契約の相手方、徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓203番地1、徳島日野自動車株式会社、代表取締役、河野宏。1. 契約の方法、随意契約。1. 買入価格、1,842万5千円。1. 納入期限、令和3年3月31日というものでございます。

このたびのコミュニティバスの買入れにつきましては、主たる利用者と想定される高齢者等、交通弱者の立場に立った車種の選定を行い、車椅子のまま乗り降りできる低床の広い間口があること、客室の約8割が低床フロアでバリアフリーへの配慮がなされていること、狭い路地などで小回りが利く高い運転性能を有すること、燃費性能・環境性能に優れた最新のディーゼルエンジンであること、そして、一目でコミュニティバスと分かる形状であることなどの理由から、日野自動車のコミュニティバス専用車、日野ポンチョを選定いたしました。

当該車両の買入れに当たりましては、他の自動車メーカーに同等、同仕様の車両がなく、今後の点検、整備、車検等のメンテナンス性を考慮すると、本町笹木野に本社・整備工場を置く徳島日野自動車株式会社からの買入れが適切であると判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、同社と11月24日に仮契約を締結しております。

なお、今回の随意契約に当たっては、あらかじめ、徳島日野自動車ほか、隣接他県の日野自動車販売会社から参考見積りを徴収し、設計金額を消費税込みの額で1,848万円と積算した後に、改めて徳島日野自動車に見積書の提出を求めました。結果、契約金額が消費税込みの額で1,842万5千円となりましたので、設計金額に対する請負比率は99.7%でございます。また、コミュニティバスの納入期限につきましては、コロナ禍の中で受注生産で日数を要することから、今年度末の令和3年3月31日までといたしております。

次に、車両の仕様・装備についてご説明申し上げます。議案参考資料の1ページをお開けください。

1ページの左上に、両側面図と前方図、後方図を掲載しております。直列4気筒4,728cc直噴ディーゼルエンジンを搭載した日野ポンチョショートボディータイプ。全長6m29cm、全幅2m8cm、全高3m10cm。親しみやすく、一目で乗合バスと分かる形

状となっております。今後、外装の色やマーク、イラスト等のデザインにより松茂らしいコミュニティバスに仕上げたいと考えております。

次に、図面の下、バス乗降口の写真を掲載しております。扉は、左下写真のように、外側スライドドアで大きく開口いたします。間口は、右側の写真に示すように、81cmで広く、さらに、もうひとつ右の写真のように、脱着式のスロープを取り付けることにより車椅子の乗り降りも可能となっております。また、このポンチョにはニーリングと呼ばれております車高調整機能があり、扉の開口に合わせて、地面から床まで、車の床までですが、この高さが31cmから26cmへと5cm下がり、さらに乗り降りがしやすい性能を有しております。右上3枚の写真は車内客席の様子で、15名分の座席があり、うち4席のシートを跳ね上げることにより車椅子等を固定する機能もございます。写真にお示ししております。広く平らな通路は立ち席の扱いで11名が乗車できますことから、乗車定員は、ドライバーを含め計27名となっております。

現在、本町では、総務課を事務局といたします地域コミュニティバス計画検討委員会を立ち上げ、学識経験者、バス、タクシー事業者、警察、道路管理者、自治会、長寿会等の代表者とともに、来年春以降のコミュニティバス事業について検討を重ねております。現時点で、町内を3循環1つの速達コースを運行する計画といたしており、これを既存の福祉バス2台と、このたび買入れいたします当該コミュニティバス1台などにより、高齢者など交通弱者の足、また、松茂町を訪れた交流人口の足として、まずは安全に運行していきたいと考えております。

最後に、買入れの財源でございますが、宝くじを原資といたします徳島県市町村振興協会のハロウィンジャンボ宝くじ市町村交付金250万円を充てますほか、全国から本町へ寄せられましたふるさと納税も一部財源充当したいと考えております。

以上、議案第57号、コミュニティバスの買入れについての詳細説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 以上で提案理由の説明及び詳細説明は終わりました。

これから、議案第57号「動産の買入れについて（コミュニティバス）」、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

藤枝議員。

○8番【藤枝善則君】 8番、藤枝です。ちょっと確認させてください。

このバスの座席シート、今リースで借り取るバスは非常に座席の間隔が狭いということでいろいろ批判はありますが、高齢者中心としたコミュニティバスの間隔はどんなのかなと。それと、もうひとつは、高齢者が乗るわけですから、肘ですね、座ったところの肘、普通であったら背もたれのところにあるようなもんだろうと思います。そういうような肘を付ける予定はあるのかなのか。その2点について、説明を求めます。

○議長【佐藤道昭君】 松下総務課長。

○総務課長【松下師一君】 座席の間隔は、具体的にcmまで出さないといけませんか。今、確認をさせていただきたいと思います。

まず、あとの問題、肘かけの問題からでございます。お手元の参考資料の車内の分にもございますように、肘かけがある席、それから、肘かけがない1人がけ席など複数のタイプが用意できようかと思えます。これにつきましては、今、徳島日野自動車との契約の中で標準的な図面として入れてございます。こういう形で、肘が付く席もあれば、あるいは、内席でない席もあるということは、若干、それは、ご理解いただきたいと思います。こういう形での仕様ということで、よろしく願います。

次に、座席の間隔でございますが、ちょうど手元にカタログがございまして、カタログを読みますと、これも、68cmからおおよそ90cmまで、複数の間隔がご用意されております。従いまして、これ、大体69cmでありましたら、おおよそ、比較的乗り降りしやすいのかなと。もうひとつは、私どもの、先ほどご指摘の町のマイクロバスについては、ハイバックで背が高くて前の座席の上の部分が入り口の邪魔になるということもございまして、こういった乗り降りの普通のコミュニティバスでありましたら、その辺の邪魔になることも少なからうと思えます。徳島市さんとか他の自治体さんの購入されているバスの状況とか、私も実際これに乗ったことがあります、特段問題ないのではないかと考えております。そういう答弁になります、ご理解いただければと思います。

○議長【佐藤道昭君】 藤枝議員。

○8番【藤枝善則君】 ありがとうございます。

ただ、さっき一番最初の答弁いただいた座席の肘の問題ね。これ、付いておるところと付いていないところがあると、こういうような説明だったと思うんですが。高齢者だけだったら全部付けた方がいいと思うんです。費用はそんなに変わらないと思うので、そこら辺の仕様は変更はできないのですか。

○議長【佐藤道昭君】 松下総務課長。

○総務課長【松下師一君】 今、藤枝議員からのご指摘の点については十分踏まえて取り組みをさせていただきたいと思いますので、これ、外側のデザイン等も含めて、受注生産で話はしていけるところでございます。いい勉強をさせていただいたと思います。

○議長【佐藤道昭君】 ほかに。

佐藤禎宏議員。

○5番【佐藤禎宏君】 5番、佐藤禎宏。このコミュニティバスにドライブレコーダーを付ける予定があるのでないか。それをお尋ねいたします。

○議長【佐藤道昭君】 松下総務課長。

○総務課長【松下師一君】 今、松茂町が購入しておる公用車につきましては、押しなべて、ドライブレコーダーについては取り付けを進めております。現状、付いていない車も含めて計画的に進めておりますので、当然、その一環で対応させていただきますので、ご安心ください。

○議長【佐藤道昭君】 佐藤禎宏議員。

○5番【佐藤禎宏君】 ご答弁ありがとうございました。なるべく、コミュニティバスは毎日運行しますので、ドライブレコーダーを付けていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

終わります。

○議長【佐藤道昭君】 ほかに質問ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】 これから議案第57号「動産の買入れについて（コミュニティバス）」、討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】 これから採決に入ります。

議案第57号「動産の買入れについて（コミュニティバス）」を採決いたします。

原案のとおり可決することをご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、日程第4、議案第58号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」から日程第6、議案第60号「松茂町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例」までの3件を一括して議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、引き続きまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第58号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、コロナ禍による日本経済への影響により、人事院が国家公務員の期末手当の引下げを勧告したことから、本町においても期末手当を0.05カ月分引き下げるものであります。

次に、議案第59号、特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例、及び、議案第60号、松茂町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告により、一般職公務員の期末手当を引き下げることに併せて、国の特別職の期末手当を引き下げる法律が成立をいたしましたことから、本町においても、特別職の職員及び議会議員の期末手当を0.05カ月分引き下げるものであります。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、ご審議の上、可決決定賜り賜りますようお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。

松下総務課長。

○総務課長【松下師一君】 それでは、議案第58号についてご説明申し上げます。議案書の2ページをご覧ください。

議案第58号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。上記議案を提出するというものでございます。

松茂町職員の給与につきましては、人事院勧告による国家公務員の給与制度を基本とい

たしまして、徳島県人事委員会の勧告も踏まえ、適宜、見直しをしております。本年の人事院勧告は、新型コロナウイルス感染症の影響により、勧告の基礎となる民間給与の調査スケジュールが遅延し、勧告も二月遅れで2回に分けて出されました。

まず、先行して調査が実施された民間のボーナス、公務員で言うところの期末勤勉手当につきましては、10月7日に勧告があり、コロナ禍により減少となっております民間の状況を踏まえ、国家公務員の期末手当を年0.05カ月引き下げる旨の勧告がなされております。

次に、本俸である月例給につきましては、10月28日に勧告があり、本年4月時点での民間給与との格差が極めて小さいため、給料表の改定を行わない旨の報告がありました。

なお、11月6日と16日には、徳島県人事委員会からも国と同様の給与改定を行うように勧告がなされております。

それでは、説明の都合上、別紙議案参考資料の2ページ及び3ページの新旧対照表をご覧ください。

2ページが、この冬の期末手当に適用されます一部改正条例第1条に関する新旧対照表でございます。一般職員の期末手当の支給割合を改定するため、左側、現行の列において、第20条第2項で100分の130とある下線部分を、右側、改正案において100分の125と改めます。また、20条第3項で引用箇所がずれが生じますので、所要の改正をいたします。これら改正規定につきましては、議決後、速やかに公布、施行することにより、明日、12月1日に適用することといたします。

次に、議案参考資料の3ページでございますが、第2条に関する改正規定につきまして、新年度、令和3年度支給の期末手当から適用する規定となっております。先に100分の125と改正した第20条第2項及び第3項の下線部分を、右側の改正案において100分の127.5と改めます。期末手当の支給割合を6月分と12月分で差を付けることなく均等に支給するよう、再度の改正をするものです。

恐れ入りますが、議案参考資料8ページをお願いいたします。

この経緯をまとめた表でございます。表が4つございますが、中央、破線から下2つの黄色い着色部分をご確認ください。この数値は支給月数となっておりますが、R2、12月1日、つまり、令和2年12月1日からの表と、一番下の令和3年4月1日からの表とで年間合計の支給月数、期末勤勉手当合わせて年4.45カ月に変更はございません。しかし、一番下の表では、6月と12月の期末手当の内訳をそれぞれ1.275カ月へ変更

することにより、来年度からは6月と12月の期末勤勉手当の支給割合を均等とするものです。

改正の内容につきましては以上であります。今回の改正により、職員給与の予算額は、一般職全127名合計で、年201万4,931円、率にして約0.29%減少することとなります。

最後に、改めまして、人事院勧告に基づく給与条例の改正につきましては、従来から国家公務員の給与改正が進みますと、速やかに、冬の期末勤勉手当の基準日であります12月1日までに臨時議会の開催をお願いしてきたところでございます。本年につきましても、去る11月27日、国会において国家公務員一般職の給与改正が可決されましたことから、本日、臨時会におきましてご審議をお願いいたしております。

以上、議案第58号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第59号及び議案第60号について説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

議案第59号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例。上記議案を提出するというものでございます。

続きまして、議案書4ページをお願いいたします。

議案第60号、松茂町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例。上記議案を提出するというものでございます。

今回改正をお願いいたしますのは、町長、副町長、教育長という常勤の特別職と松茂町議会議員の期末手当の割合の改正でございます。これにつきましては、内閣総理大臣はじめ閣僚、衆参両院議員といった国の特別職の例にならい支給割合を定めているところでございますが、去る11月27日、国会において、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が可決されましたことから、本町においても改正をお願いするところです。

条例の一部改正条例案は、議案書3ページ及び4ページに、新旧対照表は、議案参考資料4ページから7ページに掲載されておりますが、説明の都合上、議案参考資料8ページの表をお願いいたします。

各表の上から下へ、特別職及び議員の期末手当の列をご覧ください。4つある表の一番上は松茂町の現状であり、期末手当は年間で計3.4カ月となっております。その下の表は、このたびの国の法改正の状況であります。コロナ禍の民間の状況を踏まえ、一般職の

国家公務員と同様に、内閣総理大臣はじめ閣僚といった特別職、衆参両議院議員共に、この冬12月の期末手当の支給割合を0.05カ月削減し、年間で計3.35カ月にマイナス改定いたしております。そこで、本町といたしましても、上から3番目の表、令和2年12月1日からの水色の着色部分にお示しのように、この冬12月の期末手当から、本町の特別職議員におきましても0.05カ月削減し、年間で計3.35カ月とする条例改正案でございます。そして、一番下の表、令和3年4月1日からの表ですが、先ほどの一般職と同様に、6月と12月の支給割合を均等にするため、水色の着色部分でお示しのように、年間合計の支給月数3.35カ月を変えずに、6月と12月の期末手当の内訳をそれぞれ1.675カ月に変更するものとなっております。なお、今回の条例改正により、特別職において11万6,736円、議員においては14万5,794円の予算減となりますが、これは、来る第4回定例会へ上程する一般会計補正予算において減額補正する所存でございます。

以上、議案第59号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例と、議案第60号、松茂町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例のご説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 以上で、提案理由の説明及び詳細説明は終わりました。

これから、議案第58号から議案第60号までの議案3件について一括して質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】 これから議案第58号から議案第60号までの議案3件について一括して討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】　これから1件ずつ採決いたします。

議案第58号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてを採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【佐藤道昭君】　異議なしと認めます。

よって、議案第58号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【佐藤道昭君】　続きまして、議案第59号「特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例」についてを採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【佐藤道昭君】　異議なしと認めます。

よって、議案第59号「特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【佐藤道昭君】　続きまして、議案第60号「松茂町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例」についてを採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【佐藤道昭君】　異議なしと認めます。

よって、議案第60号「松茂町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【佐藤道昭君】　以上で本臨時会に提出されました議案等は全て審議を終了いたしました。

お諮りいたします。

これで令和2年松茂町議会第4回臨時会を閉会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

以上で、令和2年松茂町議会第4回臨時会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午前10時34分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

議 長 佐 藤 道 昭

署名議員 村 田 茂

署名議員 川 田 修